

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 6 年度
変更年度	令和 6 年度
計画主体	北海道真狩村

真狩村鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名	真狩村産業課畜産林務係
所 在 地	北海道虻田郡真狩村字真狩 1 1 8 番地
電 話 番 号	0 1 3 6－4 5－3 6 1 5
F A X 番 号	0 1 3 6－4 5－3 0 1 2
メールアドレス	sangyou@vill.makkar i. lg. jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	エゾシカ、アライグマ、ヒグマ、タヌキ、キツネ、ユキウサギ、カラス類、ハト類
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	真狩村

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和5年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害面積(a)	被害額(万円)
エゾシカ	ばれいしょ	842	210
	てん菜	714	114
	豆類（大豆、小豆）	831	207
	野菜（大根、人参、スイートコーン等）	702	326
	小麦	24	18
	デントコーン	1,725	173
	牧草	242	58
	水稻	115	9
	小計	5,195	1,115
アライグマ	野菜（南瓜、スイートコーン）	190	47
	てん菜	12	2
	デントコーン	633	63
	小計	835	112
ヒグマ	小豆	127	49
タヌキ・キツネ	野菜（人参、スイートコーン）	98	22
ユキウサギ	野菜（人参、ブロッコリー）	161	81
	大豆	12	1
	小計	173	82
カラス類	デントコーン	58	6
ハト類	野菜（大根）	69	36
合計		6,555	1,422

資料：「令和5年度有害鳥獣による農作物被害調査」

(2) 被害の傾向

【エゾシカ】

播種期から収穫期までの期間に村内全域で農業被害が発生している。令和5年度の捕獲頭数は1月末時点で過去最多の156頭となり、前年度と比較して60頭以上増加したものの、被害額は前年度とほぼ横ばいとなり、生息数が増加していると推測される。

【アライグマ】

捕獲頭数は近年２００頭前後で推移し、捕獲場所は村内全域となっている。
スイートコーンやデントコーンの被害が多く発生しているほか、畜産農家における飼料の被害が発生している。

【ヒグマ】

ビート、人参、小豆等の農作物の食害や踏害が発生し、特に山林に近い農地に被害が集中している。また、今後は市街地に近い場所での農作物の被害のほか、人や家畜等への被害が懸念される。

【タヌキ、キツネ】

人参などの野菜類の被害が発生しているほか、糞尿などによる農作物や家畜等への被害が懸念される。

【ユキウサギ】

人参などの野菜類や大豆等の被害が発生している。

【カラス類】

畑作物への被害が発生しているほか、春はカラスの子育て期となり、人への被害が懸念される。

【ハト類】

畑作物への被害が発生している。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和５年度）		目標値（令和８年度）	
	被害面積(a)	被害額(万円)	被害面積(a)	被害額(万円)
エゾシカ	5,195	1,115	4,675	1,003
アライグマ	835	112	751	100
ヒグマ	127	49	114	44
タヌキ・キツネ	98	22	88	19
ユキウサギ	173	82	155	73
カラス類	58	6	52	5
ハト類	69	36	62	32
合計	6,555	1,422	5,897	1,276

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	猟友会員による銃器やわなによる捕獲や巡回を行う。 狩猟免許取得に係る費用を助成し、農業者等の個人による捕獲を推進する。 箱わな及びくくりわな等の捕獲機材を導入するとともに、狩猟免許	エゾシカは銃器が使用できない夜間に出没することが多く、効果的な捕獲が困難である。 捕獲個体の処理の負担が大きい。 捕獲の担い手の育成が必要である。

	所持者にくくりわな等の捕獲機材の貸出を行う。	
防護柵の設置等に関する取組	村が電気柵等の鳥獣被害を軽減するための機材の購入費の一部を助成し、電気柵等を設置する農業者が増加している。 電子音や光を放つ威嚇機材を導入し、農業者へ貸出を行うほか、轟音玉による追い払いを行う。	電気柵を設置した圃場では被害は減少するが、電気柵を設置していない圃場での被害が拡大するため、地域全体での取組が必要となる。 電気柵の設置、維持、管理等の負担が大きい。

(5) 今後の取組方針

狩猟免許取得に係る費用を助成し、農業者等の個人による捕獲を推進する。 箱わな、くくりわな等の貸出を行う。 銃器、わな等により捕獲を行う。 電気柵等の購入費の一部を助成し、地域全体での被害防止のための取組を推進する。 【エゾシカ】 威嚇機材や忌避機材による追い払いのほか、銃器やくくりわなにより捕獲を行い、生息数の減少に務める。 【アライグマ】 箱わなによる捕獲を行い、地域での生息の根絶を目指す。 【ヒグマ】 出没情報があつた地域に看板を設置するとともに、ホームページや防災無線等により注意喚起を促す。猟友会等の関係機関と連携して巡回を行うとともに、出没状況に応じて箱わなや銃器により捕獲を行う。 【タヌキ、キツネ】 銃器や箱わなにより捕獲を行う。 【ユキウサギ】 銃器や箱わなにより捕獲を行う。 【カラス類】 銃器により捕獲を行う。 【ハト類】 銃器により捕獲を行う。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

猟友会真狩部会と有害鳥獣駆除業務委託を契約し、出没情報等に基づき迅速な対応ができる体制を維持する。 鳥獣被害対策実施隊を設置し、対象鳥獣捕獲員を任命することにより鳥獣被害対策に積極的に取り組む体制を維持する。
--

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 6～8	エゾシカ アライグマ ヒグマ タヌキ、キツネ ユキウサギ カラス類 ハト類	・箱わな及びくくりわな等の捕獲機材の整備、貸出 ・狩猟免許取得の費用の助成 ・センサーカメラを使用した生息状況の把握

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
エゾシカについては、近年の捕獲数は増加しているが個体数の減少が見られないため、被害状況に応じて捕獲する。 アライグマについては、防除実施計画書に基づき、可能な限り捕獲する。 ヒグマについては、必要な措置を講じても被害を防ぐことができない場合に限り捕獲する。 その他の対象鳥獣については、被害状況に応じて捕獲する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
エゾシカ	250 頭	250 頭	250 頭
アライグマ	300 頭	300 頭	300 頭
ヒグマ	出没個体に応じて捕獲		
タヌキ	30 頭	30 頭	30 頭
キツネ	30 頭	30 頭	30 頭
ユキウサギ	15 頭	15 頭	15 頭
カラス類	20 羽	20 羽	20 羽
ハト類	15 羽	15 羽	15 羽

捕獲等の取組内容
【エゾシカ】 播種期から収穫期まで銃器やくくりわなにより捕獲を行う。 【アライグマ】 箱わなにより捕獲を行う。 【ヒグマ】 農作物被害が著しい場合や人命に危険を及ぼす恐れがある場合に限り銃器や箱わなによる捕獲を行う。 【タヌキ、キツネ】 銃器や箱わなにより捕獲を行う。

【ユキウサギ】 銃器や箱わなにより捕獲を行う。 【カラス類】 銃器により捕獲を行う。 【ハト類】 銃器により捕獲を行う。
--

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
エゾシカ及びヒグマについては、体格が大きく警戒心が強いいため、殺傷能力が高く有効射程距離が長いライフル銃による捕獲が必要である。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
真狩村	タヌキ、エゾシカ、ユキウサギ

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
—	—	—	—

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
—	—	—	—

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

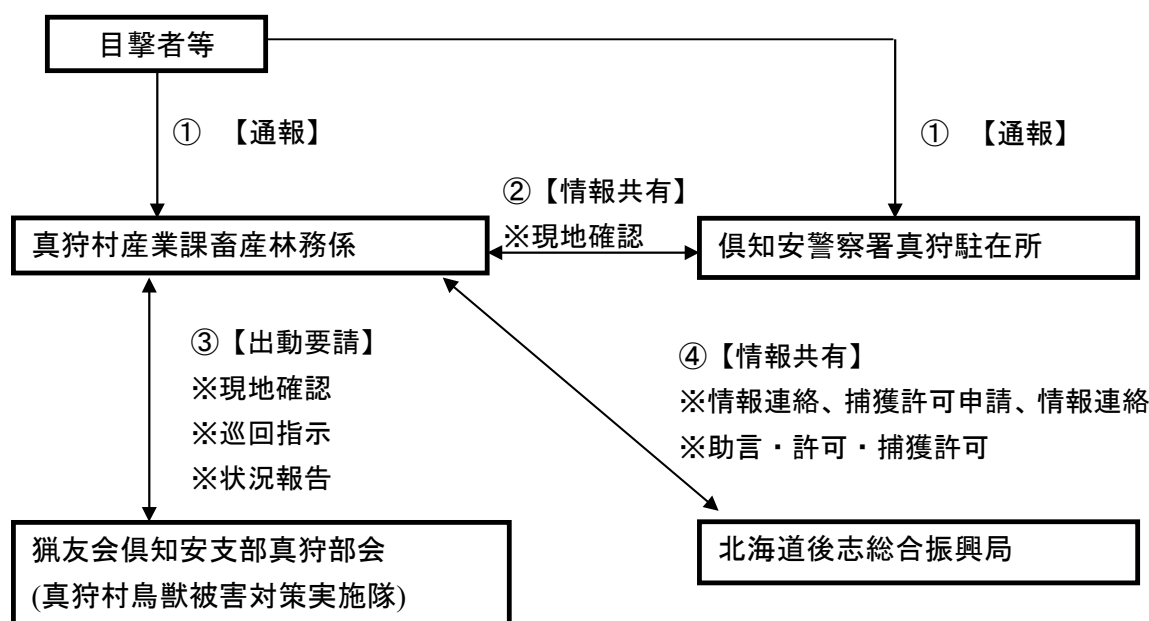
年度	対象鳥獣	取組内容
令和6～8	エゾシカ アライグマ ヒグマ タヌキ、キツネ ユキウサギ カラス類 ハト類	・ 農作物残渣の放置の防止 ・ 広報誌、ホームページ等によるエゾシカ、ヒグマにおける被害防止に関する注意喚起

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関の役割

構成機関等の名称	役割
真狩村	被害情報の収集、住民への情報提供 関係機関との情報共有、連絡調整
猟友会倶知安支部真狩部会	出沒、被害情報の共有 巡回、捕獲の実施
倶知安警察署真狩駐在所	出沒、被害情報の共有 住民への指揮、誘導

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

【エゾシカ】 自家消費及び一般廃棄物として処理するが、肉の利活用も検討する。地形的要因等により運搬が困難な場合に限り現地埋設する。 【ヒグマ】 自家消費及び一般廃棄物として処理するが、肉の利活用も検討する。検体として一部を北海道立総合研究機構へ送付する。 【アライグマ、タヌキ、キツネ、ユキウサギ、カラス類、ハト類】 一般廃棄物として処理する。
--

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等のその有効な利用に関する事項

食品	エゾシカ、ヒグマについては、食用できる部位を自家消費する。
ペットフード	

皮革	ヒグマについては、検体として一部を地方独立行政法人北海道立総合研究機構へ送付する。
その他	

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	真狩村鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
真狩村	会長は真狩村長とする。 事務局は産業課職員が担当し、協議会に関する連絡、調整を行う。 被害防除施策の立案、対策の実施指導、被害実態調査を行う。
ようてい農業協同組合真狩支所	対象地域を巡回し、営農技術指導、情報提供を行う。
ようてい森林組合	山林所有者の植栽被害軽減対策及び協力、出沒等の情報提供を行う。
猟友会倶知安支部真狩部会	有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲の実施（銃器、わな）を行う。
倶知安警察署真狩駐在所	被害防除対策の指導を行う。 被害地域での注意喚起を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
北海道後志総合振興局農務課	被害状況の報告等、被害防除対策への助言
北海道後志総合振興局環境生活課	捕獲許可、被害防除対策への助言
後志農業改良普及センター	被害防除対策への助言、指導

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

実施隊は猟友会員の中から真狩村が任命し、協議会との連携を図り効果的な捕獲に取り組む。
--

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

真狩村鳥獣被害防止対策協議会が中心となって対策を推進していくが、各種団体等においても積極的な関与を促し集団で取り組みを進める。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

真狩村鳥獣被害防止計画は、運用の上で内容が実態と乖離しないように関係機関と協議の上、計画変更を随時行う。
--